緊急再就職訓練の実施に係る企画提案書募集要領

離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練(以下「緊急再就職訓練」という。)の実施に係る企画提案書の募集については、この要領に定めるところによる。

１　緊急再就職訓練の目的及び内容

（１）　実施する全ての緊急再就職訓練コースにおいて、訓練受講者全員が、緊急再就職訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。

（２）　緊急再就職訓練の実施内容は、別紙「緊急再就職訓練の実施に係る企画提案指示書」で定めるとおりとする。

２　プロポーザルに参加できる事業者等の資格

（１）　次の要件をすべて満たしている者とする。

ア　道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」等を含む)、若しくは道内に住所を有する個人であること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年５月３日号外政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

ウ　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月１１日局総第４６１号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。

カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

・　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

・　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

・　消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行してない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）

・　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

・　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

・　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

ク　過去に緊急再就職訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった者は、不正受給に係る処分を通知された日から５年を経過していること。

ケ　過去に緊急再就職訓練を受託した際に、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正受給に係る処分を通知された日から５年を経過していること。

３　事業の実施に係る基本的な要件

（１）　事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、緊急再就職訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態にあること。具体的には次の要件をすべて満たしていること。

ア　訓練の実施に当たり、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者１名を訓練実施場所ごとに配置でき、また、受講者（以下「学生」という。）からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を１名以上配置できる体制が講じられていること。

イ　教室の面積は、学生１人当たり１．６５㎡以上であること。

ウ　パソコンを使用する訓練の場合は、次の要件をすべて満たしていること。

(ｱ)　パソコンは１人１台使用できること。

(ｲ)　ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

（２）　過去１年間に当該訓練科に類似する緊急再就職訓練の受託実績があること。又はそれと同等の業務実績があること。

（３）　緊急再就職訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する指導員が十分確保されていること。具体的には、次の要件をすべて満たしていること。

ア　指導員は、実技にあっては学生１５人に１人以上、学科にあっては学生３０人に１人以上の配置を標準とすること。

イ　指導員は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法（昭和４４年７月１８日法律第６４号）第３０条の２第２項の規定に該当する者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を５年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等を含む。）であり、緊急再就職訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

特に、情報通信関連科目については、当該科目の専門的な指導経験、ＩＴ機器導入の支援の業務等、日常的にＩＴ機器の利用法等について、ユーザーに説明する業務に従事した経験等が１年以上であるなど指導員として相応しい者であること。

また、企業実習においては、上記に定める者のほか、訓練内容について熟知しており、かつ、適切に指導できる者であること。

（４）　北海道立函館高等技術専門学院（以下「学院」という。）が実施するプロポーザル説明会に参加した者であること。ただし、やむを得ない理由により参加できない場合は除く。

（５）　個人情報の保護･管理が適正に行える者であること。

（６）　デュアルシステム委託訓練及び障害者委託訓練のうち日本版デュアルシステムによる知識・技能習得コースの場合は、次の要件をすべて満たしている者であること。

ア　訓練定員分の企業実習先を確保できる者であること。

イ　企業実習先への指導、訓練実施状況の報告、就職状況調査が適正かつ効果的に実施できる者であること。

（７）　緊急再就職訓練の知識習得コース（求人セット型訓練を除く。）のうち訓練期間が１月を超えるコース及びデュアルシステム委託訓練の場合は、学生に対して就職支援を実施できる就職支援責任者を設置できる者であること。

（８）　緊急再就職訓練の知識習得コース（求人セット型訓練を除く。）のうち訓練期間が１月を超えるコースを受託する場合には、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施するキャリアコンサルタント、キャリアコンサルタント技能士（１級または２級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者の配置が完了している者又は当該配置が訓練の開始前までに確実に見込める者であること。

（９）　平成２６年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成２３年度策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「サービスガイドライン研修」という）」を委託契約を締結する日において受講証明書を有する者が在籍していること又はＩＳＯ２９９９３（公式教育外の学習サービス－サービス要求事項）及びＩＳＯ２１００１（教育機関－教育機関に対するマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引き）を取得していること。

(10)　託児サービスを提供する訓練の場合は、次のいずれにも該当する者であること。

ア　児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において、施設内又は施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを実施すること。

(ｱ)　保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議する。）

(ｲ)　小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議する。）

(ｳ)　家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、 原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議する。）

(ｴ)　幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議する。）

(ｵ)　認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準（平成13年３月29日付け雇児発第177号）を満たしているものに限る。）

(ｶ)　一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

イ　近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にあること、また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には受講生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応できること。

ウ　託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること(保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの)。

エ　児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

オ　ア～エのほか、北海道または市町村において、別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

４　手続等

（１）　担当部局

〒 041-0801　函館市桔梗町４３５番地

北海道立函館高等技術専門学院　能力開発総合センター

電話(0138)47-1790（直通）　FAX(0138)47-2013

（２）　企画提案書募集要領及び指示書について

ア　方　　法　　ホームページからのダウンロード。

イ　交付期間　　令和６年３月25日（月）　から　令和６年４月15日（月）　まで

ウ　ホームページのＵＲＬ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/

※ 説明会では交付しませんのでダウンロードして、ご持参ください。

５　説明会

（１）　日　時　　令和６年４月９日（火）　14 時 00 分

（２）　場　所　　〒041-0801　　函館市桔梗町４３５番地

北海道立函館高等技術専門学院　講堂

電話(0138)47-1790（直通）　FAX(0138)47-2013

（３）　内　容　　企画提案書募集要領及び指示書の説明を行う。

※ 説明会出席希望者は、別紙申込書を　令和６年４月８日（月）16 時 まで提出すること。

６　企画提案書の提出期限及び場所等

（１）　提出期限

令和６年４月15日（月）　17 時 00 分　　（必着）

（２）　提出先

４（１）に同じ

（３）　提出方法

直接提出（持参）を基本とするが、やむを得ず郵送する場合は、北海道立函館高等技術専門学院長あての親展による簡易書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。また、封筒に「委託訓練企画提案書在中」と明示すること。

（４）　提出に当たっての留意事項

ア　複数の企画提案書を提出する場合は、真に実施可能な訓練科目数を踏まえて行うこと。

イ　提出された企画提案書は、その事由の如何に関わらず、変更又は取消しを行うことはできない。

ウ　採用の可否にかかわらず、企画提案書は返還しない。

エ　虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。

オ　参加資格を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。

カ　企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

7　審査の実施

（1）　実態調査

提出された企画提案書の内容等を確認するため、審査を行う前に、「機動職業訓練の実施に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「審査会」という。)による実態調査を行う。

ただし、過去に実態調査を受け学院が実態を把握している者はこの限りでない。

（2）　企画提案書の審査

企画提案書は、審査会で内容を審査し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を決定する。

（3）　審査項目

ア　訓練環境等（施設･設備、福利厚生、支援体制、講師体制等）

イ　訓練内容等（訓練概要、訓練実績、カリキュラム、教材等）

ウ　就職支援環境等（就職支援体制、就職支援内容、就職実績等、）

エ　ジョブ・カード作成アドバイザーの配置

オ　その他

（4）　審査の時期

令和6年4月25日（木）前後に行う。

（5）　審査結果の通知

審査結果は企画提案書の提出者に遅延なく提出する。

8　契約の締結

審査結果通知後、学院長は当該訓練科に係る学生数が確定次第、契約候補者（特定者）から経費内訳が記載されている見積書を徴取し、見積額と予定価格を比較検討し、適正であると認めた場合には、契約候補者（特定者）と契約を締結する。

なお、契約候補者（特定者）に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退できない。

9　その他

学院長は、提出された企画提案書を提出者に無断で使用しない。

企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

この要領は、　平成２１年７月２７日から施行する。

平成２３年５月２４日付け経人材第２５２号　一部改正

平成２４年１２月１３日付け経人材第９５９号　一部改正

平成２５年１０月４日付け経人材第７６１号　一部改正

平成２６年５月３０日付け経人材第３０８号　一部改正

平成２６年８月２８日付け経人材第７９９号　一部改正

平成２７年４月１日付け経人材第３号　一部改正

平成２８年４月１日付け経人材第５６号　一部改正

令和２年(2020年)12月22日付け事務連絡一部修正